

レンタル無線 利用規約

秋田コミュニケーション株式会社（以下「弊社」）は、無線機やその周辺機器等のレンタルサービス（以下「本サービス」）を提供するにあたり、次の通り利用規約（以下「本規約」）を定めます。本規約は、利用者が本サービスを利用するにあたり適用されるルールとなります。本サービスを快適にご利用になるために、本規約の内容をよくお読みください。

第1条（目的）

本サービスは、無線機やその周辺機器等を貸し出すことを目的としたサービスです。

第2条（サービス内容）

弊社は、弊社指定の無線機や周辺機器等（以下「レンタル商品」）を賃貸（以下「レンタル」）します。レンタルの内容は、納品書・請求書に記載します。

第3条（契約の成立）

弊社とおお客様の契約は、お客様が申込みをし、弊社がそれを承諾をした時点で成立するものとし、弊社はお客様の利用申込に対して、その申込を審査し、場合によっては利用をお断りする場合があります。

第4条（申込情報の変更）

申込情報に変更が発生した場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。これを怠ったことによりお客様に不都合が発生しても、弊社は一切の責任を負いません。

第5条（レンタル期間）

レンタル期間は、納品書・請求書に記載されたとおりとします。

2 契約は、本規約に定める場合を除き、レンタル期間満了の日まで解除・終了されることはありません。

3 お客様の都合で、レンタル開始日を過ぎてレンタル商品を受取った場合であっても、レンタル期間を変更することはできません。

4 お客様は、レンタル期間内にレンタル商品を返却するものとし、

5 レンタル期間の延長は、レンタル期間内にお客様が弊社へ連絡し、弊社がそれを認めた場合に限るものとし、レンタル期間延長により発生する費用は期間延長に応じて定められた料金となります。

第6条（料金）

お客様は、弊社が発行するレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに消費税を加えた金額（以下「レンタル料等」）を弊社へ支払います。

2 レンタル料等は、納品書・請求書に記載されたものとします。ただし、レンタル期間を延長された場合、レンタル料等は変更になります。この時、弊社は、納品書・請求書を変更するものとします。

第7条（レンタル商品の引渡）

弊社は、お客様に対し、レンタル商品をお客様の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日に引渡し、お客様は、レンタル商品をレンタル終了日までに返却します。

2 お客様は、レンタル商品の到着後、速やかに、レンタル商品の数量と動作の確認を実施してください。この確認の結果、納品書・請求書に相違なければ、レンタル商品は引き渡されたものとします。

第8条（レンタル商品の使用・保管）

お客様がレンタル商品を使用される際、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、弊社は一切の責任を負いません。

2 弊社は、お客様に生じた使用目的を達しない等の損害について、一切の責任を負いません。

3 お客様は、レンタル商品に添付してある弊社の所有物である旨のステッカー・刻印を保守する義務を負うものとします。

4 お客様は、レンタル商品について第三者からの差押、その他法律的、事実に侵害が発生した時、またはその恐れがある場合は、直ちにその旨を弊社に連絡する必要があります。

5 弊社は、随時レンタル商品の保管状況の点検または報告をお客様に求めることができます。

6 お客様は、弊社の承諾なく、レンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸、担保権の設定等を行うことはできません。

7 レンタル商品に他の商品を付着(付合物)、改造、性能等の変更を行うことはできません。

8 お客様は、レンタル商品をレンタル開始時と同様な状態で返却することとします。

第9条（レンタル商品の使用義務違反）

レンタル商品がお客様の責による事由によって紛失、損傷(通常の使用による損耗、減耗は除く)した場合、またはお客様が弊社のレンタル商品に対する所有権を侵害した場合は、お客様は弊社に対して、紛失したレンタル商品の再購入代金、損傷したレンタル商品の修理代金等弊社が被った一切の損害を賠償していただきます。

2 紛失、盗難、天災等でレンタル商品に異常が発生した場合や届け出ている住所等に変更があった場合は、遅滞なく弊社に報告するものとします。

3 レンタル商品が盗難にあった場合、お客様は、弊社へ直ちに連絡をするとともに、警

察に被害届を提出し、弊社に受理番号を報告することとします。

第10条（レンタル商品の返却）

お客様は、レンタル商品を納品書・請求書に記載する期間に基づき、レンタル期間満了日までに返却する義務を負います。

2 返却は、店頭返却または宅配便(元払い)発送による返却となります。なお、店頭返却は、弊社営業日の営業時間内のみとなります。

3 レンタル商品の返却時に、その一部を忘れた場合、その一部が返却されるまでレンタル契約締結日におけるレンタル料金表に基づくレンタル料金の30%をお支払いいただきます。また、お客様がその一部を返却される時の送料はお客様負担となります。ただし、紛失された場合、弊社販売価格をお支払いいただきます。

4 お客様からレンタル期間満了日を過ぎて3日以上ご連絡がない場合や、お客様が本レンタル約款に違反した場合または弊社の債権保全上のために必要と認められる場合は、弊社は通知、催告なしで商品の引き揚げまたは返還の請求を行い、レンタル契約を解除することができるものとします。この場合、お客様には直ちにレンタル商品を返却していただきます。また、契約解除後、弊社がレンタル商品の返却を受けるまでの間は、延長料金相当額に延長料金と同額の違約金を加えてお支払いいただきます。

5 返却の見込みがないと弊社が判断した場合、警察署に被害届けを提出し、法的手続きを取ると共に債券回収業者または、弁護士に債権回収及び物件回収を依頼することがあります。その場合、そのすべての費用はお客様の負担となります。

第11条（個人情報管理）

弊社は、本サービスの運営に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つ努力をします。

2 弊社は、個人情報の漏洩、滅失の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

3 弊社は、個人情報の安全管理のために、個人情報を取り扱う従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

4 弊社は、本サービスの運営に関し、保存する必要がなくなった個人情報を速やかに破棄または削除するものとします。

5 弊社は、前項の他、お客様の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないものとします。但し、次の各号の場合を除きます。

一 法令に基づく場合

二 第三者の生命、身体または財産の保護のために必要があると弊社が判断した場合

三 公的機関またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第12条（担保責任）

弊社はお客様に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保します。

2 弊社は、お客様の使用目的への適合性については担保しません。

3 弊社は、お客様の利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

4 お客様が、お客様の責によらない事由により契約予定納期までに納入完了できない場合、若しくはレンタル期間中に生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合、弊社はレンタル商品を交換・修理し、使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減免することがあります。

5 レンタル商品の交換・修理に過大な費用または時間を要する場合、弊社はレンタル契約を解除させていただく場合があります。

6 上記の他、弊社は、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様に対して一切の損害賠償の責任を負いません。

7 弊社に故意または重大な過失がある場合、レンタル料等を上限として、返金を行います。

第13条（不可抗力）

天災、洪水、津波、稲妻、台風、嵐、地震、疫病その他の伝染病、戦争、戦争の脅威、戦争状態、テロ、反乱、革命、火災、爆発、海難、封鎖、暴動、ストライキ、工場閉鎖その他の労働争議、騒擾、エネルギー供給または原材料の不足または統制、その他の法令または政府機関の行政指導による規制、その他の法定のまたは政府による規制、または他の類似したもしくは類似しない弊社の合理的支配の及ばない状況で、直接または間接的に生じた本規約上の義務の不履行や履行遅滞につき、弊社は、お客様または第三者に一切責任を負いません。

第14条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第15条（裁判管轄）

本規約に関連して弊社とお客様の間で生じた紛争については、弊社の所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

平成24年2月23日 制定